

## 參考資料

## 用語解説

### 英数字

#### ○SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。

### か行

#### ○ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。「命の門番」。

### さ行

#### ○自殺死亡率

人口10万人あたりの自殺による死亡者数

### た行

#### ○ターゲットアプローチ

自殺につながりやすいリスクの高い集団にターゲットを絞り、その対象に応じた対策を講じることで、具体的な課題解決を図り、自殺につながるリスクを下げる。

### は行

#### ○ポピュレーションアプローチ

個人の持つリスクの大きさには関係なく、集団全体への働きかけを行うことで、誰もが行きやすい街づくり、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指す。

### や行

#### ○ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

# 中野区自殺対策審議会条例

## 中野区自殺対策審議会条例

平成30年7月23日

条例第27号

(設置)

第1条 中野区の自殺対策について総合的かつ効率的な推進を図るため、区長の附属機関として、中野区自殺対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 自殺対策に係る施策の推進に関し、必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委

員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の全部が新たに委嘱された後の最初の審議会については、区長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が必要があると認めるときは、公開しないことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の議事に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(資料の提出等の要求)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 中野区自殺対策審議会委員名簿

敬称略

区分	氏名	所属等
学識経験者	大塚 淳子	帝京平成大学 人文社会学部人間文化学科福祉コース 教授
保健医療関係者	白川 毅	中野区医師会理事
保健医療関係者	小林 香	中野区歯科医師会副会長
保健医療関係者	濱 玉緒	中野区薬剤師会理事
保健医療関係者	小松 美和	東京都立中部総合精神保健福祉センター 広報援助課長
社会福祉関係者	吉成 武男	中野区町会連合会会長
社会福祉関係者	筒井 嘉男 (R4年11月まで)	中野区民生児童委員協議会 野方地区会長
社会福祉関係者	大倉 晴子 (R4年12月から)	中野区民生児童委員協議会 東部地区会長
関係行政機関の職員	長谷川 稔 (R4年3月まで)	新宿公共職業安定所 職業相談部長
関係行政機関の職員	井上 直之 (R4年4月から)	新宿公共職業安定所 職業相談部長
関係行政機関の職員	丸山 和也 (R4年9月まで)	中野警察署 生活安全課長
関係行政機関の職員	竹内 秀之 (R4年10月から)	中野警察署 生活安全課長
関係行政機関の職員	澤根 勝彦	野方警察署 生活安全課長
社会福祉関係者	松田 和也	NPO法人リトルポケット 代表理事
社会福祉関係者	秋元 健策	中野区社会福祉協議会 事務局次長
関係行政機関の職員	齊藤 光司	中野区教育委員会事務局 指導室長

区分	氏名	所属等
関係行政機関の職員	佐藤 民男 (R4 年 3 月まで)	中野区立美鳩小学校 校長
関係行政機関の職員	遠藤 純子 (R4 年 4 月から)	中野区立啓明小学校 校長
関係行政機関の職員	松田 芳明 (R4 年 3 月まで)	中野区立第二中学校 校長
関係行政機関の職員	曾我 竜也 (R4 年 4 月から)	中野区立第二中学校 校長

## 第2期中野区中野区自殺対策計画策定までの経過

年月日	内容
令和3年11月29日	第2期第1回中野区自殺対策審議会 開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱式</li> <li>・会長・副会長選出</li> <li>・諮問</li> <li>・中野区の自殺の現状の確認</li> <li>・国や都における自殺対策の取組</li> <li>・中野区自殺対策計画改定についての意見交換</li> </ul>
令和4年4月27日	中野区自殺対策担当者会議 開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中野区の自殺の現状の確認</li> <li>・中野区自殺対策計画掲載事業の進捗状況確認</li> <li>・中野区自殺対策計画改定についての意見交換</li> </ul>
令和4年5月30日	第2期第2回中野区自殺対策審議会 開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行計画の成果指標および目標の達成状況</li> <li>・新規・拡充事業の進捗状況の確認</li> <li>・自殺対策関連事業の実績確認</li> <li>・中野区自殺対策計画改定についての意見交換</li> </ul>
令和4年8月29日	第2期第3回中野区自殺対策審議会 開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・答申（案）についての検討</li> <li>・第2期 中野区自殺対策計画（案）についての検討</li> </ul>
令和5年1月30日	第2期第4回中野区自殺対策審議会 開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・答申（案）の確認</li> <li>・第2期 中野区自殺対策計画（案）についての検討</li> </ul>
令和5年4月24日	第2期第5回中野区自殺対策審議会 開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期 中野区自殺対策計画（案）の確認</li> </ul>

# 自殺対策基本法

## ○自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日)

(法律第八十五号)

第百六十四回通常国会

第三次小泉内閣

改正 平成二七年九月一日法律第六六号

同二八年三月三〇日同第一一号

自殺対策基本法をここに公布する。

## 自殺対策基本法

### 目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（平二八法一一・一部改正）

##### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるときともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(平二八法一一・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(平二八法一一・一部改正)

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第五条線上)

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第六条線上・一部改正)

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平二八法一一・追加)

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機

関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(平二八法一一・追加)

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(平二八法一一・旧第七条線下)

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二八法一一・旧第九条線下)

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

(平二八法一一・旧第十条線下・一部改正)

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(平二八法一一・追加)

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(平二八法一一・追加)

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(平二八法一一・追加)

### 第三章 基本的施策

(平二八法一一・旧第二章線下)

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(平二八法一一・旧第十一条線下・一部改正)

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十三条線下・一部改正)

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の<sup>かん</sup>涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第十四条線下・一部改正)

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に

対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十五条線下・一部改正）

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十六条線下）

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十七条線下・一部改正）

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十八条線下・一部改正）

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十九条線下・一部改正）

#### 第四章 自殺総合対策会議等

（平二八法一一・旧第三章線下・改称）

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十条線下・一部改正）

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十一条繰下・一部改正)

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

(平二八法一一・追加)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 相談機関一覧

## こころといのちの相談窓口

ひとりで悩まないで あなたからの相談をお待ちしています

最新の情報は、各種相談窓口のホームページ等をご確認ください。

各種相談窓口の受付時間等につきましては、原則として祝日・年末年始は除きます。ご相談は無料です(別途、通信料がかかります)。



中野区のホームページからも  
ご覧いただけます→



	相談内容	相談窓口	電話番号等	受付時間等
	こころの相談・アルコール問題 からだの相談 子育てや発達に関する相談	中野区 中部すこやか福祉センター	03-3367-7788	月～金 8時半～17時 ※精神科医の相談は予約制 ※お住まいの地域のすこやか 福祉センターにご相談ください  管轄地域はこちら→ 
		中野区 北部すこやか福祉センター	03-3389-4323	
		中野区 南部すこやか福祉センター	03-3380-5551	
		中野区 鷺宮すこやか福祉センター	03-3336-7111	
こころとからだ	暮らしの困りごと、悩み 女性の相談、10代20代の女性相談 性の多様性 死にたいほどつらい	よりそいホットライン	0120-279-338	24時間(年中無休) 外国語による相談は10時～22時
			FAX相談:0120-773-776	
	不安、孤独、こころの 苦しみ、悩み、生きづらさなど	東京いのちの電話	03-3264-4343	24時間(年中無休)
			インターネット相談 (詳細はホームページをご確認ください) <a href="http://www.inochinodenwa-net.jp">www.inochinodenwa-net.jp</a>	
		東京都自殺相談ダイヤル こころといのちのほっとライン	0570-087478	12時～翌朝5時半 (年中無休)
		東京自殺防止センター	03-5286-9090	20時～深夜2時半(年中無休) 月 22時半～深夜2時半 火 17時～深夜2時半
		東京都夜間こころの電話相談	03-5155-5028	17時～21時半(年中無休)
	東京都LINE相談	LINEアカウント名:相談ほっとLINE@東京 受付時間:15時～22時30分(年中無休) ※詳細は東京都福祉保健局ホームページでご案内		
	AIチャットボット 「こころコンディショナー」	東京都が試行中の、気持ちの整理が出来るツール <a href="http://www.cocoro-conditioner.jp">www.cocoro-conditioner.jp</a>		
心の健康・依存症 思春期・青年期に関する相談	東京都立 中部総合精神保健福祉センター	03-3302-7711	月～金 9時～17時	
	思いがけない妊娠など 妊娠や出産に関する相談	東京都 妊娠相談ほっとライン	03-5339-1133	毎日 10時～22時
法律・消費生活	法的トラブル	日本司法支援センター 法テラス	0570-078374 IP電話からは 03-6745-5601	月～金 9時～21時 土 9時～17時
	差別、いじめ、嫌がらせ	みんなの人権110番	0570-003-110	月～金 8時半～17時15分
	消費者生活のトラブル 借金・多重債務問題	東京都消費生活総合センター 中野区消費生活センター ※中野区在住・在勤・在学の方 対象	03-3235-1155 03-3389-1191	月～土 9時～17時 月～金 9時半～16時
犯罪被害・遺族支援・その他	様々な困りごとについて 専門相談を案内	警視庁総合相談センター	#9110 または 03-3501-0110	24時間(年中無休)
	犯罪被害にあわれた方や その家族の相談  ※中野区在住、在勤、在学の被害者 ご本人またはそのご家族、ご遺族	警視庁犯罪被害者ホットライン	03-3597-7830	月～金 8時半～17時15分
		日本司法支援センター 法テラス	0570-079714 IP電話からは 03-6745-5601	月～金 9時～21時 土 9時～17時
	性犯罪被害にあわれた方や そのご家族の相談	性犯罪被害相談電話	#8103 または 0120-081034	24時間(年中無休)
	自死遺族の方のための相談窓口 (自死遺族傾聴電話)	グリーフケア・サポートブラザ	03-3796-5453	火・木・土 12時～16時
自死遺族の方のための相談窓口	全国自死遺族総合支援センター	03-3261-4350	木 10時～20時 日 10時～18時	
		メール相談(詳細はホームページをご確認ください) <a href="mailto:wakachiai@izoku-center.or.jp">wakachiai@izoku-center.or.jp</a>		

	相談内容	相談窓口	電話番号等	受付時間等
男女関係	配偶者暴力(DV) 交際相手暴力(デートDV)	東京ウィメンズブラザ	03-5467-1721	毎日 9時~21時
	男性のための悩み相談	東京ウィメンズブラザ 男性のための悩み相談	03-3400-5313	月・水 17時~20時 土 14時~17時
生活・仕事	生活に困っている	中野くらしサポート	03-3228-8950 中野区役所2階16番 窓口	月~金 8時半~17時
		中野区生活援護課生活相談係	03-3228-8927	月~金 8時半~17時
	働く方などの心身の不調や 不安・悩みなど	こころの耳	0120-565-455 メールやSNSでの相談 (詳細はホームページをご確認ください) kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/	月・火 17時~22時 土・日 10時~16時
	求人情報・失業給付などの 職業相談	東京労働局 東京ハローワーク	詳細はホームページをご確認ください jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/	
	就業に関する相談	東京しごとセンター	03-5211-1571	月~金 9時~20時 土 9時~17時
医療	東京都内の医療機関情報について 検索	医療機関案内サービス ひまわり	03-5272-0303 インターネットでの検索 www.himawari.metro.tokyo.jp	24時間(年中無休)
	新宿・中野・杉並のこころの医療機関情報について検索	東京23区西部 こころの医療機関マップ	インターネットでの検索 kuseibu-kokoro.jp	
子育て・子ども・若者	子どもの発達、養育、虐待等 18歳未満の子どもとその家庭に 関するあらゆる相談	中野区子ども・若者支援センター	03-5937-3257	月~金 8時半~17時
	義務教育終了後から40歳未満の 若者とその家族に関するあらゆる 相談		03-5937-3271	
	虐待、不登校、いじめ、非行などの さまざまな相談	東京都子供家庭総合センター	詳細はホームページをご確認ください www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/katei/ /kodomokateicenter.html	
	東京都内にお住まいの 18歳以上の若者の 様々な悩みや不安など	東京都若者総合相談センター 若ナビα	03-3267-0808 メール、SNS、面接相談 (詳細はホームページをご確認ください) www.wakanavi-tokyo.metro.tokyo.lg.jp	月~土 11時~20時
	青少年のためのインターネット、 スマートフォン等トラブル相談	こたエール	0120-1-78302 メール、SNSでの相談 (詳細はホームページをご確認ください) tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp	月~土 15時~21時
	18歳未満の子どもと保護者向けの親子 関係や子育てについての悩み	親子のための相談LINE 	☛お手持ちのスマートフォンで左の二次元バーコード をお読み取りください。	月~金 9時~23時 土日祝・年末年始 9時~17時
	東京都内にお住まいの 18歳未満の子どもと保護者向けの親子 関係や子育てについての悩み	子ゴコロ・親ゴコロ相談 @東京 	☛お手持ちのスマートフォンで左の二次元バーコード をお読み取りください。	月~金 9時~22時半 土日祝・年末年始 9時~17時
	未成年の方ご本人や そのご家族や関係者の相談	ヤング・テレホン・コーナー (警視庁少年相談係)	03-3580-4970	24時間(年中無休)
	ひきこもりで悩んでいる 本人や家族など	東京都ひきこもりサポートネット	0120-529-528 メール、訪問での相談 (詳細はホームページをご確認ください) www.hikikomori-tokyo.jp	月~金 10時~17時
	ひとり親家庭への各種サービス	中野区子育て支援課 子育てサービス係	03-3228-5612 メールでの相談(詳細はホームページをご確認ください) www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/242900/d001420.html	月~金 8時半~17時
再犯防止	万引きや暴力、痴漢などの犯罪行為を してしまうご本人やそのご家族などの 相談窓口	犯罪お悩みなんでも相談	03-6907-0511	火・木(祝日、年末年始除く) 9時~ 17時